宮
 古
 島
 市

 記
 者
 発
 表
 資
 料

 令和2年5月22日(金)

新型コロナウィルス感染防止に関する県内からの渡航の緩和について

沖縄県においては、県内における新型コロナウイルスの感染状況が比較的落ち着きを見せているとして、県民の皆様への活動自粛要請等を5月20日で終了したところです。

宮古島市においても、医療関係者の皆様や市民の皆様及び事業者の皆様の 取組によって感染者の発生が無いこと等を踏まえ沖縄県の方針を基本に活動 自粛要請の緩和を行って来ました。

一方で、感染のリスクが完全には払拭できないことから、島外からの観光 客の来島や帰省等については、自粛をお願いしてきたところです。

しかしながら、国内においては、新たな感染者の発生が減少傾向にあり緊急事態宣言に基づく特定警戒都道府県が縮小されたこと、県が離島への渡航については離島市町村の意向を踏まえて判断するとしたこと、宮古島市においてはこれまで感染者が発生していないこと等から、島外・島内からの渡航の自粛の緩和については、次のとおり行うことを決めましたので発表します。

- 1. 県内在住者の来島及び市民の県内への渡航については、本日22日から自粛を緩和します。
- 2. 県外からの渡航については、沖縄県が来県自粛要請を5月31日までとしている事から、緊急事態宣言で指定された特定警戒都道府県以外の地域からの来島自粛要請は引き続き5月31日までとし、6月1日以降緩和します。
- 3. 特定警戒都道府県のからの渡航については、6月1日以降も当分の間自 粛をお願いします。

なお、6月1日前に緊急事態宣言が解除され特定警戒都道府県の指定が 解除された場合は、沖縄県の方針を勘案しながら渡航自粛要請も緩和しま す。

4. また、イベントの開催については、これまで自粛をお願いしてきましたが、沖縄県が主催するイベントについて、イベント等実施ガイドラインを発表していますので、宮古島市内におけるイベントについても、県のガイドラインに準じた形での開催をお願いします。

なお、国内においては、特定警戒都道府県も縮小され感染状況も落ち着きを見せていますが、新型コロナウィルスの感染リスクが完全に無くなったわけではなく、今後、第2波、第3波の到来により再び感染が広がる可能性も 危惧されています。

市民の皆様や事業者の皆様には、これまで取り組んできた感染予防対策を緩めることなく、咳エチケットや手指洗いの徹底、3密の回避等沖縄県の感染拡大防止対策のガイドラインや「新しい生活様式」に準じた対策を講じていただきますようお願いします。